

# Information street >>>情報ストリート

## >>>催し

### <町内の催し>

#### 農業簿記パソコン講習会

- 日時／2月12日(火)午後1時30分～4時30分
- 場所／役場本庁舎3階 第二会議室
- 内容／青色申告に必要な帳簿を作成する農業簿記用ソフトを用いて、実践的な講習を行います。
- 講師／(株)ソリマチ 原田敏夫氏
- 対象／パソコンによる農業簿記に興味のある方  
パソコンの基本的な操作ができる方
- 定員／30名(先着順)
- 費用／無料
- 申込み・問合せ／農業委員会事務局 ☎991-1853

#### 正しいフォームで美しく歩く 健康ウォーキング教室

- 講師は、テレビ・雑誌等でおなじみのNPO法人ウォーキング研究所代表の駒崎優さんです。
- 1日15分歩くだけで運動効果があるバランスウォーキング(歩くフォームを意識しながら、しっかり筋肉を使って歩く)の実技レッスンを中心とした教室です。ウォーキング経験者も初心者も気軽にご参加ください。この日からあなたのウォーキング感が変わります
- 日時／3月15日(土)午前10時～正午
  - 場所／松伏町B&G海洋センター体育館
  - 講師／駒崎 優さん(NPO法人ウォーキング研究所代表)
  - 内容／正しいフォーム、美しい歩き方の基本レッスン、傘のさし方、バッグの持ち方とその歩き方のレッスン
  - 定員／100名(定員になり次第締切り)
  - 費用／無料
  - 対象／どなたでも参加できます。年齢は問いません。
  - 当日持参するもの／室内用運動靴、飲料水、傘、バッグ又はリュック(バッグの種類は問いません。)
  - 申込み・問合せ／住民ほけん課高齢福祉担当まで、直接お電話でお申込み下さい。(☎991-1884)多数の応募が予想されますのでお早めに申込みください。

#### ゆたか保育園 次世代育成支援事業

- 日時／3月3日(月)午前9時より受付(予定)
- 内容／ひな祭り集会
- 場所／ゆたか保育園
- 対象／幼児とその保護者10組  
(ゆたか保育園に通っていない方のみ)
- 費用／無料
- 申込み・問合せ／2月18日(月)までに、ゆたか保育園担当 青島、井上まで。☎992-1416

#### まつぶし緑の丘公園 フリーマーケット&古着の回収

- 日時／3月30日(日)午前10時～午後3時
- 場所／まつぶし緑の丘公園駐車場
- 内容／リサイクルフリーマーケット、古着の回収  
(古着は「わらじの会」に寄付されます。)
- 費用／入場無料。出店される方は出店料必要。  
身体障害者手帳をお持ちの方は出店料無料。
- 問合せ／フリマガーデン大塚 ☎090-1994-5493

### <県内の催し>

#### 第21回東京・筑波直結鉄道建設・誘致促進大会 総決起大会

- 東京に直結する鉄道の無い埼玉県東南部、千葉県野田市並びに茨城県西南部に東京へと直結する鉄道開通を少しでも早く実現しようとする運動で、各地の住民と商工会・商工会議所青年部の交流が深まることにより、建設・誘致運動の輪が広がることを目的として開催されます。
- 日時／2月24日(日)午後1時～
  - 場所／古川市民交流センターおあしす
  - 内容／総決起大会、式典、小学生鉄道絵画展
  - 費用／無料
  - 問合せ／東京・筑波直結鉄道建設・誘致促進大会実行委員会(古川市商工会) ☎048-981-1211

#### しらこぼと水上公園 フリーマーケット&古着の回収

- 日時／3月2日(日)・8日(土)午前9時～午後3時  
古着の回収は午前11時～午後3時
- 場所／しらこぼと水上公園駐車場
- 内容／リサイクルフリーマーケット、古着の回収  
(古着は「わらじの会」に寄付されます。)
- 費用／入場無料。出店される方は出店料必要。  
身体障害者手帳をお持ちの方は出店料無料
- 問合せ／フリマガーデン大塚 ☎090-1994-5493

#### 第22回医療福祉相談会

- 社会の高齢・少子化・家族機能・疾病構造の変化等により、現在医療サービス・福祉サービス共に、問題が多岐にわたっています。
- 本事業は、多様化する県民の医療・福祉ニーズを的確に把握し、ソーシャルワーク援助を行ない、県民の医療福祉の向上に寄与することを目的としています。
- 日時／2月10日(日)午前11時～午後4時30分
  - 場所／川越市情報生活センター アトレ川越6階  
電話相談受付 ☎048-650-3647(協会事務所)
  - 対象／原則として県内在住または在勤の方
  - 相談担当者／ソーシャルワーカー・社会福祉士

- 費用／無料
- 内容／疾病や障害がきっかけで生じた、患者・家族の生活上の諸問題についての相談。具体的には、  
ア 医療機関や行政機関、各種福祉施設等の利用  
イ 医療・福祉・保健・介護に関する制度の適切な活用  
ウ 各種年金・手当などの生活保障制度の活用  
エ 家庭・学校・職場などへの社会復帰の相談援助  
オ その他、患者・家族の社会福祉に関する相談など
- 問合せ／社団法人 埼玉県医療社会事業協会  
事務所 ☎048-650-3647

## >>>募集

### <町の募集>

#### 松伏町交通指導員募集

- 主な業務内容／  
・小学生の登校時における立哨活動  
・交通安全教育活動
- 対象／交通安全に熱意のある、健康な20歳以上70歳未満の方
- 委嘱期間／平成20年4月1日～平成22年3月31日
- 申込み・問合せ／2月22日(金)までに環境経済課(電話可・☎991-1840)へ。

#### 町で行っている相談業務の受託者募集

- 委託内容／女性相談、育児相談等
- 委託期間／平成20年4月1日～平成21年3月31日
- 相談日／週2回・4時間程度
- 申込方法／募集要項等は企画財政課で配布します。
- 問合せ／企画財政課 ☎991-1815

#### 町内小・中学校非常勤講師の名簿登録について

- 松伏町教育委員会では、小・中学校の非常勤講師の登録を受付しています。職務内容等については、下記のとおりです。希望される方は、履歴書(様式自由、写真を貼付したもの)を持参の上、担当課へ提出してください。
- 職務内容／町内小・中学校における学級担任とのチームティーチングによる指導業務。
  - 勤務日等／1年間で200日勤務(原則として長期休業日を除く授業日)。1日8時間。
  - 賃金等／時給1,000円(平成19年度)通勤手当あり、一時金なし。
  - 対象／昭和28年4月2日以降出生し、教員普通免許状を所有している方。(平成20年度の採用人数は未定です。)
  - 問合せ／教育総務課 ☎991-1864

### <県の募集>

#### 「第58回埼玉県美術展覧会」作品募集

- 会期／5月27日(火)～6月18日(水)(月曜休館)  
午前10時～午後5時30分(金曜日は午後8時まで)
- 場所／県立近代美術館(JR北浦和駅から徒歩3分)
- 出品種目／日本画・洋画(版画を含む)・彫刻・工芸・書(篆刻、刻字を含む)・写真
- 応募資格／15歳以上の県内在住、在勤、在学者  
(中学生を除く)
- 出品点数／各種目3点まで
- 出品手数料／1点につき3,000円
- 搬入期間／5月9日(金)～11日(日)
- 申込書／県ホームページまたは最寄りの市町村文化行政主管課、公民館などで入手できます。郵送希望の場合は、80円切手を貼った返信用封筒を同封のうえ下記へご請求ください。
- 請求・問合せ／県教育局市町村支援部生涯学習文化財課 芸術文化推進担当 ☎048-830-6921  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A20/BI00/hp/kenten/kenten.html>

### <国の募集>

#### 自衛官募集

募集種目	応募資格	受付期間
2等陸海空士	18歳以上 27歳未満の男子	随時受付。採用試験2月16日(土)
予備自衛官補(一般)	18歳以上 34歳未満の者	1月9日(水)～ 4月9日(水)
予備自衛官補(技能)	18歳以上で国家免許資格等を有する者(資格により55歳未満～53歳未満の者)	

- 問合せ／自衛隊朝霞地域事務所 ☎048-466-4435、総務課 ☎991-1893

#### 電気通信サービスモニター募集

- 総務省では、電気通信サービスを利用されている方からのご意見、ご要望を行政に反映させるために、モニターを募集します。
- 応募資格／電話、インターネット等の電気通信サービスに関心のある満20歳以上の方で、次の活動を行うことが可能な方。
  - 活動内容／アンケート調査への回答(年2回・全員)、モニター会議への出席(年1回・依頼の方のみ)
  - 委嘱期間／4月1日から1年間
  - 募集人数／150名
  - 応募方法／はがき、封書、FAX、メールで「モニター希望」と記入し、郵便番号・住所・電話番号・氏名(フリガナ)・性別・年齢・職業・応募の動機・メールアドレス(任意)を記入してご応募ください。

建設リサイクル法に関する一斉パトロールを行います

◆期間／2月4日(月)～8日(金)  
◆問合せ／まちづくり整備課 ☎991-1858

工業統計調査にご協力いただきありがとうございました

◆問合せ／総務課 ☎991-1898

■募集期間／1月21日(月)～2月25日(月)  
 ■申込み・問合せ／  
 関東総合通信局 電気通信事業課  
 〒102-8795千代田区九段南1-2-1  
**TEL03-6238-1676 FAX03-6238-1698**  
 メール monitor-kanto@rbt.soumu.go.jp

＜その他の募集＞

**石油情報センター  
 灯油プロパン消費者モニター募集**

■応募要件／灯油またはプロパン利用世帯  
 ■募集数／10,000世帯  
 ■調査内容／①月別の使用料、金額②利用環境(家族人数)など基礎事項  
 ■調査期間／4月から平成21年3月まで(回答は6ヶ月毎の2回)  
 ■謝礼／図書カード2,000円  
 ■応募方法／ホームページまたはFAXで「灯油プロモーター希望」と明記のうえ、住所・氏名・電話番号・使用している燃料(①灯油②プロパン③両方)を記入  
 ■締切／2月15日(金)着  
 ■申込み・問合せ／石油情報センター  
**TEL03-3534-7411 FAX03-3534-7422**  
<http://oil-info.ieej.or.jp/>

**>>>お知らせ**

＜町のお知らせ＞

**年金の住所変更はお済みですか？**

年金記録確認のため、加入者及び受給者の方々に社会保険庁から「ねんきん特別便」を送付しています。以下の事項に該当する方は、それぞれの届出先で住所変更をお願いします。  
 ○住所変更の届出がお済みでない方  
 大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正は、ご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが、以下の手続先で手続きをお願いします。  
 ・国民年金第1号被保険者…お住まいの市区町村役場窓口  
 ・厚生年金加入者、国民年金第3号被保険者…厚生年金加入者のお勤め先の社会保険担当所属部署  
 ・年金受給者…お近くの社会保険事務所  
 ○結婚等で名字が変わった方  
 お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更のお届けがなされていない方は、変更の届出をお急ぎくださいようお願いいたします。  
 ○「ねんきん特別便」の内容の確認と確認後の回答  
 「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。ご自身の記録にもれがないか充分にご確認いただき、訂正がない場合には同封の「確認はがき」を、訂正がある場合

には「年金加入記録照会票」を、必ず提出していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

■問合せ／  
 ねんきん特別便ダイヤル **TEL0570-058-555**  
 春日部社会保険事務所 **TEL048-737-7111**  
 住民ほけん課国保年金担当 **TEL048-991-1870**

**国民健康保険高額療養費支給制度について**

同じ方が同じ月内に、同じ医療機関で支払った保険診療分の自己負担額が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

○自己負担限度額(月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者※1	150,000円+医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 上位所得者とは基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯及び所得の申告がない世帯  
 ※2 過去12か月間に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

●高齢受給者証をお持ちの70歳以上の方の高額療養費も国民健康保険から支給されます。自己負担限度額は老人保健と同じです。

●申請手続  
 高額療養費に該当する世帯には、診療した月から通常3か月後に町から高額療養費支給申請書を郵送します。届きましたら申請書に必要事項を記入し、医療機関で支払った領収書を添付して住民ほけん課に申請してください。

●70歳未満の方は入院前に申請をしてください。  
 70歳未満の方が入院した場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、一医療機関の窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

入院される場合は、入院する方の保険証を持って申請してください。

☆「限度額適用認定証」は、国民健康保険税の滞納がない方に交付されます。

確定申告時に医療費控除で領収書を提出する方は、申告前に住民ほけん課国保年金担当にご連絡ください。

■問合せ／住民ほけん課 **TEL991-1868**

**戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限は3月31日までです**

戦没者等の子どもしくは戦没者の死亡前にお生まれになっていたご遺族で、基準日(平成17年4月1日)において公務扶助料や遺族年金などを受ける方が

いない場合、ご遺族の内お一人に特別弔慰金が支給されます。また、基準日以降に請求権のある方(例、子や兄弟)が死亡した場合は、その相続人(例、孫や甥・姪)が今回に限り請求できます。

請求期限を過ぎますと、請求できなくなりますので、お早めにご請求ください。

■給付内容／額面40万円、10年償還の記名国債  
 ■請求・問合せ／3月31日(月)までに福祉健康課へ。  
**TEL991-1874**

**まんまるよやくの一時停止について**

システム保守点検のため、停止期間中は施設予約・空き照会などができません。(当日利用のみ記念公園管理棟で受付可)

■停止期間／2月25日(月)午前8時～26日(火)午前10時

■問合せ／企画財政課 **TEL991-1818**

**平成20年度のごみ収集日程表は  
 広報3月号に折り込みます**

平成20年4月以降の収集日程表を、広報3月号に折り込んで配布します。1年間大切に保存してください。

**持ち去り防止のため「資源」にもカラスよけネットを**  
 町内の集積所で、新聞の持ち去りが横行しています。このことを防止するため、町民の皆様には次のことにご協力をお願いします。

○新聞束の目立つところに『持ち去り禁止。松伏町』と書いてください。(行為者を捕まえた際に、新聞を返還させることができます。)

○防鳥ネットを使用している集積所におかれましては、資源にもネットをかぶせてください。(持ち去り行為がしづらくなります。)

**ペットボトルは公共施設へ！**

下記の公共施設でペットボトルを回収しています。もえるごみ減量のため、分別回収にご協力をお願いします。紙パック、乾電池の回収箱も設置してありますので、あわせてご利用ください。

＜回収場所＞

施設名	所在地	電話番号
松伏町役場	松伏2424	991-2711
ふれあいセンターかがやき	松伏357	991-2701
老人福祉センター	築比地678-4	992-1777
赤岩地区公民館	上赤岩1253	991-2338
中央公民館	ゆめみ野東3-14-6	992-1321
B&G海洋センター	ゆめみ野東3-14-8	992-1291

■問合せ／環境経済課 **TEL991-1839**

＜国のお知らせ＞

**守ろう！確かめよう！この最低賃金**

「産業別最低賃金(6つの特定の産業)」が12月1日から改正・発効されました。埼玉県最低賃金よりも産業別最低賃金が優先します。

■問合せ／埼玉労働局賃金室 **TEL048-600-6205**  
 または最寄りの労働基準監督署へ。

**預金保険制度のご案内**

預金保険制度は、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者等の預金等のうち一定のものを保護するために設けられた制度です。

対象金融機関は、法律により預金保険制度への加入が義務付けられています。

預金者等が預け入れた預金等は、対象金融機関が預金保険機構(政府・日本銀行・民間金融機関の出資により設立した法人)に支払った預金保険料によって保護されます。

■問合せ／預金保険機構 **TEL03-3212-6029**  
 関東財務局 **TEL048-600-1146**

＜その他のお知らせ＞

**恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆様へ**

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者、戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された方、終戦に伴い本邦以外の地域から引揚げてこられた方の「ご本人」に、慰藉の念を表すため、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた方、書状を受ける資格があったにもかかわらず、請求されていない方も対象です。

■問合せ／独立行政法人 平和祈念事業特別基金  
**TEL0120-234-933(月～金 9:15～17:15)**  
<http://www.heiwa.go.jp>

**裁判員制度が始まります**

裁判員制度の実施が間近に迫っています。裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加していただき、裁判官とともに、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決めていただく制度です。

裁判員は、毎年作成される裁判員候補者名簿の中から、事件ごとにくじ及び裁判所における選任手続を経て選ばれます。裁判員は、原則として辞退することはできませんが、国民の皆さんの負担が過重とならないように一定の範囲で辞退事由も定められています。

皆さんの経験やお考えを司法に反映させるために、裁判員制度をご理解いただき、ぜひご協力いただけるようお願いいたします。詳細は、裁判所ホームページ(<http://www.saibanin.courts.go.jp>)をご覧ください。

■問合せ／さいたま地方裁判所刑事訟廷事務室  
**TEL048-863-4111(内線2351)**

児童手当の支給日は2月8日(金)です

◆問合せ／福祉健康課 TEL 991・1876